

【資料】

明治期の「法獣医学」について

徳宮 和音 浅川 満彦

酪農学園大学 獣医学類医動物学ユニット

同 野生動物医学センター WAMC

はじめに

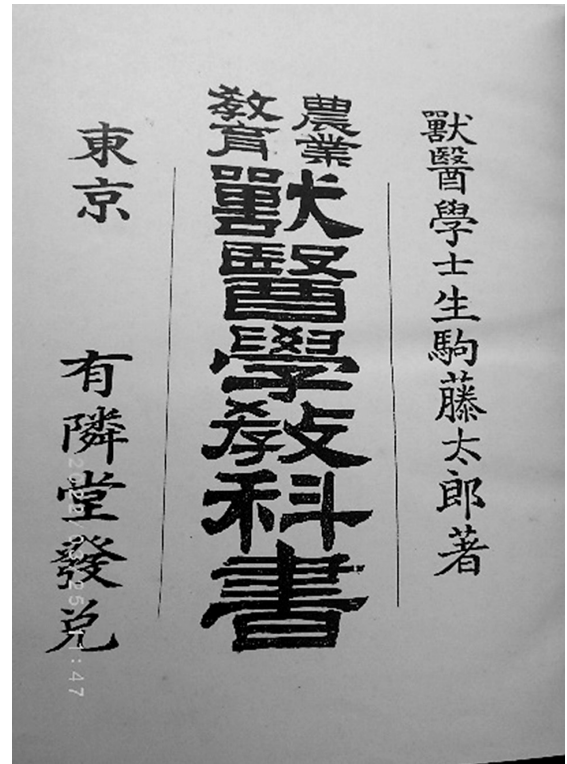
先に私たちは、飼育動物の主に虐待行為を証明する米国の法獣医学書籍とその科学の輪郭を紹介し^[1]、これと並行しつつ、野生動物の死因解析に関した一般書を上梓した^[2]。その後、この内容に触発された作品^[3]や、2022年3月12日に日本法獣医学会第1回学術集会在開催されるなど、「法獣医学」という分野が徐々に定着しつつある。

ただし、「法獣医学」という用語自体は、以上のような経緯の中で最近に造られたのではなく、明治期に刊行された書籍中^[4]で既に使用されていた。この事実は、私たちが酪農学園大学（本学）附属図書館で獣医療の黎明期関連文献渉猟時に偶然見出した。まず、当該書籍全体の内容に触れ、当時と今日の「法獣医学」に関する考え方の差異について省察する。

明治から大正期における獣医療の標準的教科書

日露戦争勃発前年（明治36年）に、今日でいう獣医ハンドブック^[5]のようなハンディ形態の書籍が刊行された^[4]。これは、明治から大正期にかけ、国内各地に設立された中等農業教育を行う農学校の獣医学科課程で用いられた、生駒藤太郎 著の「農業教育獣医学教科書」であった（図1）。この課程の卒業生は無試験で獣医師免許を得ることができた。この教科書は初版から第8版まで刊行され、初版刊行23年後の（旧）獣医師法施行時まで本制度が続いたこと、著者が傑出した獣医学科教員であったこと^[6]などを鑑みると、教科書内容は当時の獣医師が具有すべき標準的な理論と技術^[7]であったろう。具体的には表1にある項目全てを、3～4年間で学んだのである^[7]。

農業教育獣医学教科書^[4]を新編獣医ハンドブック^[5]と比較すると、前者は初学者の教科書として編まれたので、解剖・生理学などの基礎情報にも多くのページが充てられている。この点で、卒後教育や臨床・衛生実務の

図1. 農業教育獣医学教科書の表紙^[4]

備忘録として用いる後者とは目的が異なることは付記しておく。だが、農業教育獣医学教科書^[4]では、現在の獣医学教育モデル・コア・カリキュラム（コアカリ）^[8]の基礎獣医学教育分野のような科目に、内臓摘出術や発熱など臨床に結び付けていた点は注目され、我々現在の獣医学教育に関わる者にとっても示唆的である。

また、表1の第8および9編の科目群は、当時の獣医師に家畜の価値を正しく評価する炯眼が求められていたことを示す。さらに当時は、衛生環境も不良であったことに加え、国外の家畜が輸入され、牛疫のような感染症が猛威をふるった^[9]。そして、1896年、獣疫予防法の施行に反映され、表1の第5および6編の科目群にある項目の習熟は、当時の獣医師にとって死活問であったはずだ。もちろん、これらの多くの法規は、現在の獣医大学生もコアカリ導入教育の獣医事法規で学ぶが、再興感

表 1. 農業教育獣医学教科書^[4]の目次にあった主要項目一覧

- 第1編 家畜解剖学
 - 第1章 骨学
 - 第2章 韧带学
 - 第3章 筋学
 - 第4章 内臓学
 - 第5章 馬体内臓摘出法
- 第2編 家畜生理学
 - 第1章 血行
 - 第2章 呼吸
 - 第3章 消化
 - 第4章 吸収
 - 第5章 分泌
 - 第6章 動物熱
 - 第7章 神経系統
 - 第8章 五官*
 - 第9章 生殖
- 第3編 健康と疾病
 - 第1章 健康
 - 第2章 疾病
- 第4編 家畜疾病の概要
 - 第1章 内科
 - 第2章 外科
 - 第3章 眼科、蹄科および産科
 - 第4章 外科手術
 - 第5章 用薬摘要
- 第5編 獣疫予防に関する法規**
 - 第1章 獣疫予防法
 - 第2章 台湾獣疫予防規則
 - 第3章 畜牛結核予防規則
- 第6編 結核病および奔放法定外の家畜伝染病
 - 第1章 結核病
 - 第2章 カナダ馬疫
 - 第3章 ボルナ病
 - 第4章 家禽コレラ
 - 第5章 馬の伝染性膿疱口炎
 - 第6章 家禽のジフテリア
 - 第7章 放線菌病
 - 第8章 馬の流行性感冒
 - 第9章 腺疫
- 第7編 獣医警察法
 - 第1章 乳汁検査
 - 第2章 屠肉検査
 - 第3章 法獣医学
- 第8編 相馬相牛の概要***
 - 第1章 馬の選定
 - 第2章 牛体格の鑑定
- 第9編 家畜年齢鑑別法
 - 第1章 馬の年齢鑑定
 - 第2章 牛の年齢鑑定
 - 第3章 綿羊および山羊の年齢鑑定
 - 第4章 犬の年齢鑑定
- 第10編 家禽各部の名称

*: 本表は旧字を現在の字体に置き換えただけである。したがって、「五官」もそのまま。ちなみに、視覚や嗅覚などの「五感」を指す。

** : 本学図書館に保存されていた1922年（大正11年）刊の第8版では、この編は全面削除されていた。この年に、獣疫予防法が廃され、(旧)家畜伝染病予防法が施行された。教育的に看過できないが、目次を含む大きな改変は不可能であったのだろう。目次の第5編末尾は「削除」と記されていた。この編の章題は国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/841832>の初版目次を参照にした。

***: この「相」は動物体の外見、動作などの特徴を把握し、各用途における適否を判断すること。

染症は問題視されるものの、多くが制圧された今日、明治期の獣医学徒に比べるとその真剣度は如何なものか。

獣医警察法と法獣医学

当時は、日露戦争直前となり、日本の国力は増加し、それにつれ洋食化も進行して日本人の乳肉に対しての嗜好が急激に高まりつつあった。そうすると、良からぬことを企む悪徳業者が出てきたのは、今と変わらない。公衆・家畜衛生上、深刻な事件も後を絶たない。そのためには、取り締まりの強化が必須であり、第7編の獣医警察法というもののしいタイトルとして登場する。そして、獣医師は警察を支援して、このような深刻な事態(事件)を未然に防ぐことが期待されていたことの裏返しであると想像している。このような状況は、先の大戦直前まで続いていたのであろう。実際、畜産獣医警察学の専門書^[10]が1939年に刊行された。しかし、その内容はヒトの健康に直結する乳肉の質に関する法規違反の証明実務である。そして、獣医警察法の範疇に法獣医学が包含されるが(表1)、その章の冒頭に「獣医学の原則および経験を法理上に応用し、家畜に関する疑問を解明し、以て判決に資するもの」と定義されていた(図2)。たった3頁の記述で、しかも、その具体例としては家畜感染症により生じた損害事案・事件が紹介に充当されているので、ここで謳われた「疑問」とは食品衛生、あるいは、

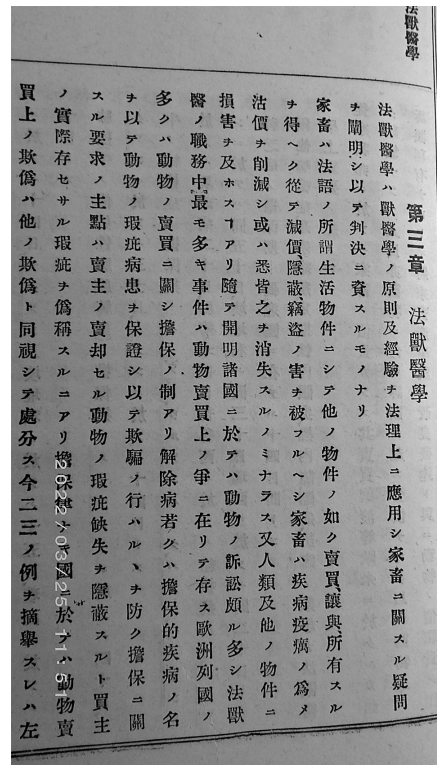


図 2. 371頁の「第三章 法獣医学」冒頭箇所

せいぜい感染症予防を過失あるいは故意に怠って（高価な）家畜を死に追いやったというような（裁判上の）事案であると解釈される。

しかし、敗戦を迎え、乳肉を含む食糧・食料が極度に限られ、そうなれば構成する犯罪自体がほぼ皆無になった。もちろん、官憲の及ばないいわゆる闇物資もあったが、当時の警察に取り締まるパワーも余裕もなかったであろう。一方で、昭和22年に農業保険法が施行され、損害を受けた畜産農家への補償制度がスタートしたのも、獣医警察法に依拠した訴訟案件が減ったことも想像される。いずれにせよ、敗戦国の国策は食糧（料）増産が最優先されたが、昭和30年代後半には奇跡的な戦後復興を遂げ、もはや、以前の乳肉や家畜売買などに関した犯罪は急減していた。そして、結果として、獣医警察法と、これに載った形で存在した法獣医学は、それらの用語とともに、戦後の獣医学教育から完全に姿を消したものと考えられる。

ところが、今日、冒頭紹介したように法獣医学という用語が、欧米に影響を受けた意味合い（広範な飼育動物への虐待行為や環境犯罪などを科学的に証明する必要性）でリバイバルしつつある。加えて、国内獣医大学の多くが、欧州獣医学教育基準をクリアすべく、目下努力を続けているが、この基準で規定される教育すべき獣医専門科目の「食品・公衆衛生と概念ワンヘルス」に *Veterinary legislation including official controls, regulatory veterinary services, forensic veterinary medicine and certification* が義務化されている^[11]。すなわち、獣医事一般と種々認証に関わる法規に加え、法獣医学も教育せよと明記されているのである。

したがって、今後、「狭義の」法獣医学とされた内容^[2]を（再）定義する際は、①本拙稿で述べた戦前に使用された同語の歴史背景の吟味、および②国外潮流を考慮した獣医学の国際化の希求、の双方を念頭に検討をしたい。

おわりに

本拙文冒頭で、私たちは獣医療の旧文献を探索していたことを述べたが、その動機は純粋な学問的な興味に由来しない。そこで、浅川^[2]の内容に触発された作品^[3]についても、紹介したが、浅川はその作品の考証・監修などを行っている。その次回作で、獣医史に関わるエピソードを基軸にした物語を構想中であり、その資料を探した

めであった。この作品は、大手少年誌にて、しばらく連載されるようなので、本会員の皆さんにも取材やアドバイスで、お世話になることもあるだろう。最後に、北海道獣医師会雑誌常任編集委員 安田 準先生には本稿に関連する内容をご教示頂いたので感謝したい。

引用文献

- [1] 浅川満彦：書評『Veterinary Forensic Medicine and Forensic Sciences』（法獣医学の日本における現状と本分野最新テキストの紹介）、北獣会誌、65、174-175（2021）
- [2] 浅川満彦：野生動物の法獣医学-もの言わぬ死体の叫び、254、地人書館、東京（2021）
- [3] 浅山わかび：ラストカルテ-法獣医学者 当麻健匠の記憶(1)、192、小学館、東京（2022）
- [4] 生駒藤太郎：農業教育獣医学教科書、396、有隣堂、東京（1903）
- [5] 中村良一、笹原二郎、酒井 保ら（編）：新編獣医ハンドブック、1260、養賢堂、東京（1997）
- [6] やまだあつし：明治大正期における中等農業学校卒業者の台湾への就職－大分県農学校を中心にして、人間文化研究、28、141-154（2017）
- [7] 安田潔己：農業学校の発達に関する研究－学科および教育課程の変遷について、技術教育学研究、(1)、50-147（1984）
- [8] 獣医学教育モデル・コア・カリキュラム：コアカリで設定された講義科目 <https://www.jaeve.org/cur/release/img/ModelCoreCurriculumR1.pdf>（2022年3月24日閲覧）（2019）
- [9] 木田克也：温故知新 日本の家畜防疫の幕開け(2) 山脇圭吉 著 日本家畜防疫史、北獣会誌、64、14-16（2020）
- [10] 橘高林助：畜産獣医警察学、393、文永堂、東京（1938）
- [11] EAEVE: List of subjects and Day One Competences (as approved by ECCVT on 17 January 2019) https://www.eave.org/fileadmin/downloads/eccvt/List_of_subjects_and_Day_One_Competences_approved_on_17_January_2019.pdf（2022年3月24日閲覧）（2019）